

全身管理・全身疾患

[P一般-091]心臓ペースメーカー使用患者に対する歯科用電気器具の影響

○間宮 秀樹¹、堀本 進¹、高橋 恭彦¹、菊地 幸信¹、平山 勝徳¹、平野 昌保¹、秋本 覚¹、小林 利也¹、和田 光利¹、片山 正昭¹ (1. 藤沢市歯科医師会)

【目的】

心臓ペースメーカーや埋め込み式除細動器（以下、併せて PM）を使用中の患者が歯科治療を受ける機会は珍しくないが、歯科用電気エンジンや根管長測定器、超音波スケーラー、紫外線照射器等の歯科用電気器具は添付文書上、PM患者に対する使用が禁止されている。しかしこれらの使用は質の高い歯科治療を行う上で不可欠である。藤沢市歯科医師会南部要介護高齢者診療所では全患者に対してモニタリング下に治療を行っているが、今回、我々は PM患者に歯科用電気器具を使用した際の影響について検討した。

【方法】

本報告は藤沢市歯科医師会倫理委員会の承認を受けた（承認番号2019-008）。2015年10月から2020年1月末までに藤沢市歯科医師会南部診療所で歯科治療を行った患者の中で PM使用患者を対象とし、患者背景、PMの種類、治療内容、電気器具の使用の有無とその際の偶発症の有無、局所麻酔薬使用時の偶発症の有無について、診療録および麻酔記録をもとに retrospectiveに検討した。

【結果と考察】

当該期間中の PMを使用している患者は7名、107症例であった。基礎疾患は Sick sinus syndromeが5人で最も多く、完全房室ブロックが1名、心房粗動が1名であった。PMの種類は DDDが4例で最も多く、埋め込み型除細動器使用者が1名であった。治療内容は義歯関連が37回で最も多く、歯周治療33回、齲蝕処置22回、根管治療21回、歯冠修復処置18回と続いた。電気エンジンの使用は25回、根管長測定は22回、紫外線照射器は17回、超音波スケーラーは14回使用され、いずれの場合にも患者の自覚症状および心電図の異常は認めなかった。また局所麻酔薬は15回使用されていたが異常はなかった。

歯科用電気器具は使用時に生体内に通電して PMの誤作動等を誘発する可能性があるが、使用される歯科用電気器具が PM装着部位から離れた場所で回路を形成する場合や、その電気量が微量である場合には、実際的な影響は少ないと考えられている。今回、使用にあたっては常に心電図をモニタしながら、必要最小頻度で使用了ことから、患者の体調に悪影響は観察されなかった。しかし、添付文書が使用を禁止している現状では万一、事故が発生した際には歯科医師の責任が問われる可能性が高いため、今後もモニタをしながらの注意深い使用が必須と考えられる。